

【ご案内】物流効率化法における特定荷主等の中長期計画の作成方法と提出方法に係る荷主及び物流事業者向け説明会の開催について

物流効率化法における荷主及び物流事業者向け説明会の開催についてご案内させていただきます。

本年4月1日に、物流効率化法が全面施行されました。同法に基づき、一定規模以上の荷主、連鎖化事業者及び物流事業者は特定事業者として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

そのため、特定事業者指定された事業者については、事業所管省庁に対して、10月末日までに中長期計画を作成し、電子システムにて提出することが必要となります。

つきましては、特定荷主等の中長期計画に関する内容や電子システムを使った申請方法について、荷主事業者、物流事業者及び関係団体等を対象に、別紙PDFのとおりオンライン説明会が開催されますので、是非ご参加ください。

【開催概要】

- ・日 時：令和8年8月18日（火）14時00分～15時00分
- ・場 所：オンラインのみ（Microsoft Teams）
- ・内 容：①物流効率化法に関する最新状況
- ②特定荷主における中長期計画の記載の記載例と注意点
- ③電子システム申請時における中長期計画の提出方法と注意点・対象者：荷主業界の事業者、荷主の担当者 等

【申し込み方法】

特段、お申し込みは不要です。当日、お時間になりましたら以下の URL からご参加ください。

[今すぐ会議に参加する](#)（会議 ID: 457 065 309 879 203 パスコード: 8kk7aM9p）

【問い合わせ先】

経済産業省商務・サービスグループ 物流企画室
電話：03-3501-0092（直通）

【参考】

なお、特定事業者として指定された事業者（7月29日時点）については、国土交通省の以下のページにて公開しておりますので、ご参考までに共有させていただきます。

国土交通省 HP [「物流効率化法」理解促進ポータルサイト](#)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 産業機械課

[TEL:03-3501-1691](tel:03-3501-1691)